

# 第3回舞子公園管理運営推進協議会

日 時：令和6年2月29日（木）15:00～17:00

場 所：橋の科学館 2階 会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 第2回管理運営推進協議会における委員意見に対する対応及び発表意見概要
- (2) 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】(案)
- (3) 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】(案)
- (4) その他

### 3 閉 会

## <資 料>

出席者名簿

配席図

- (資料1-1) 第2回管理運営推進協議会における委員意見に対する対応
- (資料1-2) 第2回管理運営推進協議会における発表者意見概要
- (資料2-1) 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】(案)
- (資料2-2) 舞子公園ゾーニング図A(案)
- (資料2-3) 舞子公園ゾーニング図B(案)
- (資料3) 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】(案)
- (資料4-1) 舞子公園 剪定・伐採など予定(令和5～6年度)
- (資料4-2) 舞子公園 工事予定(令和6年度)

■令和5年度 第3回舞子公園管理運営推進協議会 出席者名簿

【舞子公園管理運営推進協議会 委員】

区分	分野	氏名	所属等	出欠	
委員	学識・専門家	藤原 道郎	兵庫県立淡路景観園芸学校 校長 兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科 研究科長 教授	出席	
	地元・ボランティア・有志等	戸部 美千代	舞子公園ガイドボランティア		欠席
		岡村 正道	兵庫県立舞子高等学校教頭		出席
		梅田 一佐	神戸市立舞子小学校教頭		欠席
		原田 智子	垂水区子ども会連合会		欠席
		保田 拓	本四高速道路ブリッジエンジニア 神戸支店総務部長兼本社地域連携部調査役・橋の科学館長		出席
		東谷 眞吾	公益財団法人 孫中山記念会 孫文記念館次長		出席
		伊藤 美知子	苔谷公園コミュニティセンター管理運営委員会 委員長		出席
		神原 学	西舞子		欠席
		岡田 邦夫	東舞子		中村彰浩委員代理
	行政	奥田 高大	神戸市垂水区総務部地域協働課長		出席
		北村 智顕	兵庫県まちづくり部参事兼公園緑地課長		出席
		齋藤 了	神戸県民センター神戸土木事務所 公園砂防課長		出席
	指定管理者	中谷 光孝	公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会 総務部長		欠席
	オブザーバー	恵谷 真	公園管理運営士		出席
		中島 佳徳	特定非営利活動法人 兵庫県樹木医会 理事長		出席

【舞子公園管理運営推進協議会 事務局】

事務局	舞子公園	舞子公園管理事務所	
-----	------	-----------	--

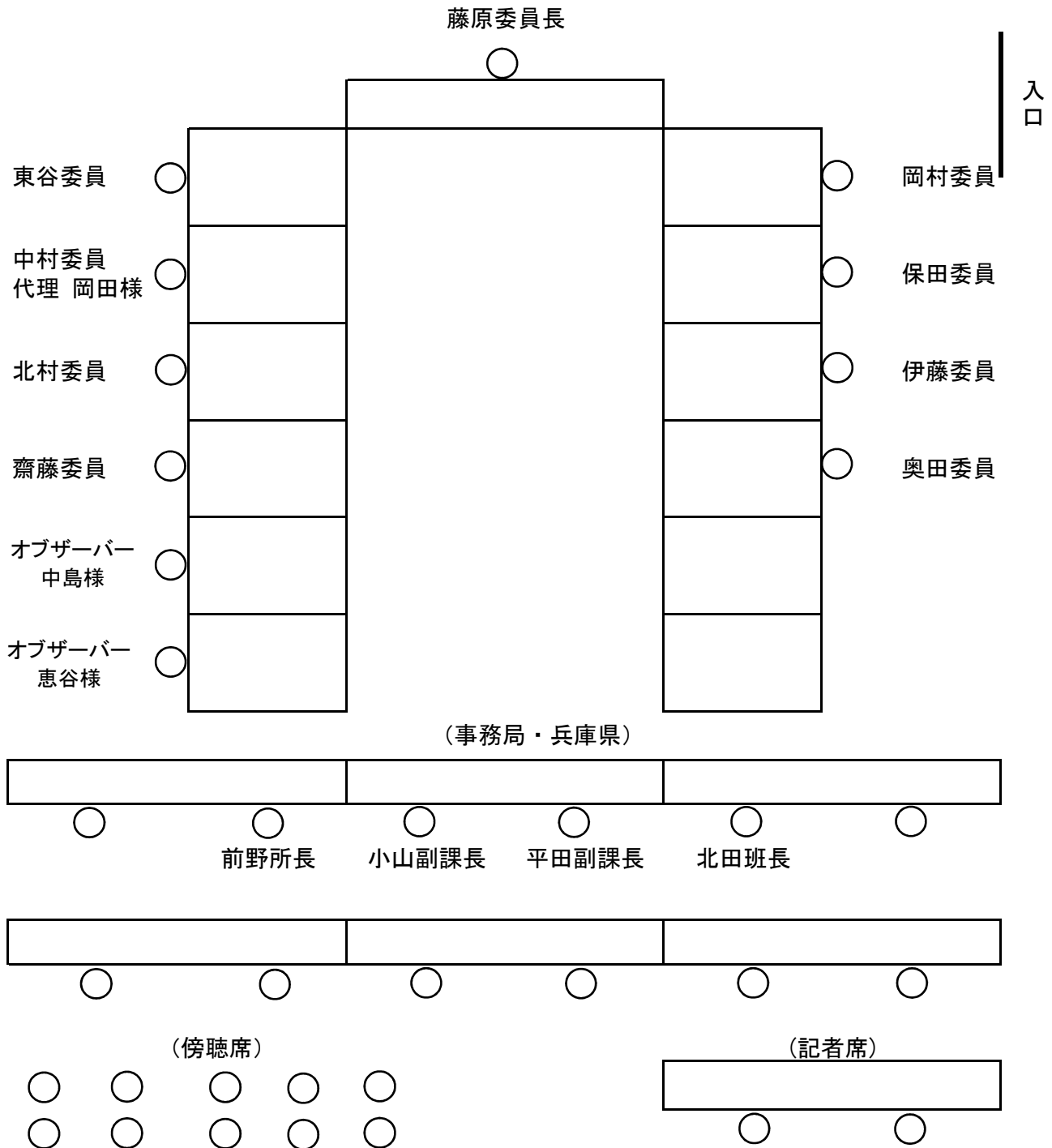
【兵庫県】

兵庫県	小山 達也	まちづくり部公園緑地課 副課長兼企画管理班長	
兵庫県	平田 昌義	まちづくり部公園緑地課 副課長兼整備班長	
兵庫県	北田 智広	まちづくり部公園緑地課 特定プロジェクト班長	

令和5年度 第3回管理運営推進協議会 配席図

日時：令和6年2月29(木) 15:00～

場所：橋の科学館2階会議室



第2回管理運営推進協議会における委員意見に対する対応

資料1-1

No.	大分類	小分類	意見要旨	対応
1	①自然環境保全	樹木管理	舞子公園では松林を伐採するか否かだけでなく、大切に育てていく、という観点 が大切だと考えるが、その点が弱いと考える。(恵谷氏)	【管理運営推進協議会にて検討】 今回事務局案を提示しますので、管理運営推進協議会において検討 をお願いします。
2		ゾーニング	ゾーニング図Bで公園区域がわかりにくい(平田委員)	【資料修正】 境界部分を赤線で示しました。
3	②活性化	意見収集	舞子公園を観光する方が舞子ビラやセトレ等で宿泊されることが考えられるので、そう いった宿泊施設に協力を得られたら意見収集がしやすくなるのではないかと。(東谷委員)	宿泊客の目的等現況の把握に努めると共に、宿泊施設に対する協力 についても検討して参ります。
4	③その他	意見収集	西地区の北西部分について、神戸市が管理しているエリアと兵庫県が管理しているエリ アが混在しているため、行政の窓口がわかりにくい。(岡田委員)	どちらに相談して頂いても、神戸市と兵庫県で連携する体制がある ため、問題無く所管部署へ連絡させていただきます。

## 第2回舞子公園管理運営推進協議会における発表意見概要

資料 1 - 2

頂いたご意見については、管理運営推進協議会・公園管理者等において、実施の可否などを含め今後検討の材料としていく。

No,	意見発表者	意見要旨
1	井植 剛 (ジェームス山天然温泉 月の湯舟)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観が良いのでテントサウナ等のイベントを実施してはどうか。</li> <li>・ 音楽フェスやキッチンカー等、複数のイベントを合わせて集客が期待できる取組みを実施してはどうか。</li> <li>・ イベントに関する知見を持った方の紹介も可能である。</li> </ul>
2	中嶋 真子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢の方は長い距離を歩くのがしんどいのでベンチを増やして頂けるとありがたい。</li> <li>・ 桜や紅葉があるとより見栄えがするのではないか。</li> <li>・ 舞子浜遺跡周辺でキノコ等を栽培し近隣のバーベキューコーナーに出してはどうか</li> <li>・ PRが十分にできていないのではないか。</li> <li>・ 平清盛や参勤交代等にまつわるイベントを実施してはどうか。</li> <li>・ 舞子焼きを復活させて、近隣施設で販売してはどうか。</li> </ul>
3	阪本 保孝 (垂水観光ボランティア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧武藤山治邸、旧木下家住宅、孫文記念館(移情閣)の入園料を無料にしてはどうか。</li> </ul>
4	神森 美佐代 (一般社団法人しんしんスポーツ・KOBE)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園を利用して障がいのある子ども達のための運動支援等を実施してはどうか。</li> </ul>

# 検討に当たっての基本的な考え方 【自然環境保全】(案)

令和6年2月29日



## ■ 自然環境保全のあり方について

○課題に応じて、面的対応及び個別的対応を実施。

### 【課題】

#### 課題①

○樹木管理に関する基本的なスタンスが整理されていない。

#### 課題②

○樹木管理を実施する際（計画策定前段階）の合意形成ルールが決まっていない。

#### 課題③

○樹木管理を実施する際（工事着手前段階）の情報発信ルールが決まっていない。

#### 課題④

○間伐や景観確保のための樹木伐採など公園の管理に関する理解が十分でない。

### 【課題への対応案(部会で検討すべき事項)】

#### 面的対応

○利用者・専門家等の声を取り入れた**ゾーニング図の作成**。  
※各公園における、園内の樹木管理の基本的なスタンスを明確にし、公表。

#### 個別的対応①

○樹木管理に係る**合意形成のルールの作成**。  
※樹木管理実施時（計画策定前段階）の公園利用者等への説明周知と意見聴取実施。

#### 個別的対応②

○樹木管理に係る**情報発信のルールの作成**。  
※樹木管理実施時（工事着手前段階）の公園利用者等への説明周知。

#### 個別的対応③

○**公園管理に公園利用者が企画・行動するしくみの検討**。



# 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

## ①舞子公園におけるゾーニング区分の方針(案)

- ・全体会より園内を地面にある対象物で分類した「ゾーニングⅠ」と眺望を考慮した「ゾーニングⅡ」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせた **ゾーニング図を作成し、ゾーン毎に自然環境保全の目標と、それを踏まえた樹木管理の手法を設定**する方針が示された。
- ・全体会で示されたゾーニング区分を舞子公園の実情に合わせて以下の通り整理し、これに基づく「**ゾーニング図A**」を作成する。
- ・各ゾーンの境界など、明確に区分できない部分がある場合は、継続的に協議する。
- ・将来において、ゾーニング変更を行う場合は、管理運営推進協議会で合意形成を図る。
- ・**個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示した「ゾーニング図B」を作成**し、今後管理運営推進協議会において継続して更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。

## 舞子公園におけるゾーニングの整理方針(案)

区分	対象物	自然環境保全の目標	樹木管理の手法	理由
A 施設ゾーン	・文化財、舗装園路等を含む人工構造物	・施設の機能維持を優先する。	・園内の <b>施設運営に支障となる樹木は適切に管理</b> する。	・文化財保護及び駐車場等の施設を保全するため、施設の機能維持を優先する。
B みどりゾーン	①利用ゾーン ・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等	・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する。	・ <b>公園区域に隣接する住宅や施設等の支障となる樹木は適切に管理</b> する。	・道路等と隣接している区域もあるため、公園区域外への配慮も求められる。
	②保全ゾーン ・園内の松林 ・西地区の樹林	・公園利活用状況により、必要に応じて人が手を入れながら自然環境を保全する。	・ <b>利活用に応じた樹木管理</b> を行う。 ・ <b>公園区域に隣接する住宅や施設等の支障となる樹木は適切に管理</b> する。	・松林の景観や西地区の樹林は公園の重要な資産として保全が求められる。 ・住宅等と隣接している区域もあるため、公園区域外への配慮も求められる。
	③保護ゾーン ・該当なし	—	—	・保護が必要な希少種の生息する森・林等が存在しない。
C 低未利用ゾーン	・該当なし	—	—	・未利用の区域が存在しない。
D 眺望ゾーン	—	—	—	・樹木管理に影響する視点場が存在しない。





## ② 松林の管理について

・松林は公園の大きな財産であり、健全な松林の保全是樹木管理における大きなテーマとなっている。そのため、平成27年度に松林の調査及び保全計画の策定を実施し、健全な松林の保全に向け、過密状態の解消や深植対策等を実施している。

### ○調査結果概要

区分	内容
樹勢	<ul style="list-style-type: none"><li>・概ね健全木が9割を占める。</li><li>・壮年樹が多く生育旺盛、しかし将来性を考えると、年々もやし状で共倒れとなって生育が行き詰まる可能性が高い。</li></ul>
樹高・幹周	<ul style="list-style-type: none"><li>・幹周が小さい割には樹木が高く間延びしている。</li></ul>
傾斜角	<ul style="list-style-type: none"><li>・45°以上傾倒しているものが52本もある。</li><li>・支柱などを施しているものがあるが、倒木の危険がある。</li></ul>
腐朽・枯枝	<ul style="list-style-type: none"><li>・材質部まで腐朽が達しているものが310本あり防腐処置等の治療が必要。</li><li>・マツクイ予防薬の樹幹注入跡が縦状のキ裂になっているが、既に樹皮の癒合が完了しており特に問題なし。</li><li>・枯枝は全松樹の5割に見られ、中小枝の枯が目立つ。</li><li>・過密植栽になっているので、日照不足に陥っていると考えられる。</li></ul>
葉色・葉量	<ul style="list-style-type: none"><li>・幹周が小さく樹高の高い松で 上層部の葉量が多いと、強風時振り子状に揺れ折損することが懸念される。</li><li>・葉色は9割以上が良好だが、仕立て松には一部、葉色が黄化しているものが見られる。</li></ul>
深植	<ul style="list-style-type: none"><li>・すべての松樹がことごとく深植になっている。これは林床にセントオーガスチングラスを植栽するために人為的に全体を盛土して整地されたことに起因している。</li></ul>



## ③保全計画概要

- ・樹勢不良、腐朽による折損の危険性等の評価を行い、調査地区の総本数の15%～20%を目処に撤去木を選出。さらに「要早期処置」「要処置」「要植替え」に分類し、下記の保全計画を参考に松の保全作業を実施。

### 【撤去木分類内容】

- ・要 処 置 : ここ数年の間に撤去を要する。
- ・要早期処置 : 早急に撤去が望ましい。
- ・要 植 替 え : 移植が望ましい。

### 平成27年度保全計画

- 1) 剪定した撤去木を再検討し、撤去。(伐採または移植)
- 2) 「要早期処置」と判定した松を第1次撤去木とし、1～2年の間に順次施工することが望ましい。
- 3) 「要処置」と判定した松を第2次撤去木とし、2～3年の間に順次施工することが望ましい。
- 4) 以後定期的に撤去木を剪定し、第3次以降に委ねる。
- 5) 撤去木の跡に後継樹を植栽する。
- 6) 樹冠頭部の芯止め剪定と被圧防止の自然仕立による剪定を実施。
- 7) 深植対策を講じる。(特に老松、お手植松、大径木、景観木等)

### 【参考：地区ごとの松樹本数及び撤去木】

区分	北地区	東地区	中央地区	南地区	西地区	第一駐車場周辺	計
本数	209	150	784	444	58	170	1,815
撤去木数	35	16	136	68	0	22	277
割合(%)	(16.7)	(10.7)	(17.3)	(15.3)	—	(12.9)	(15.3)

# 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

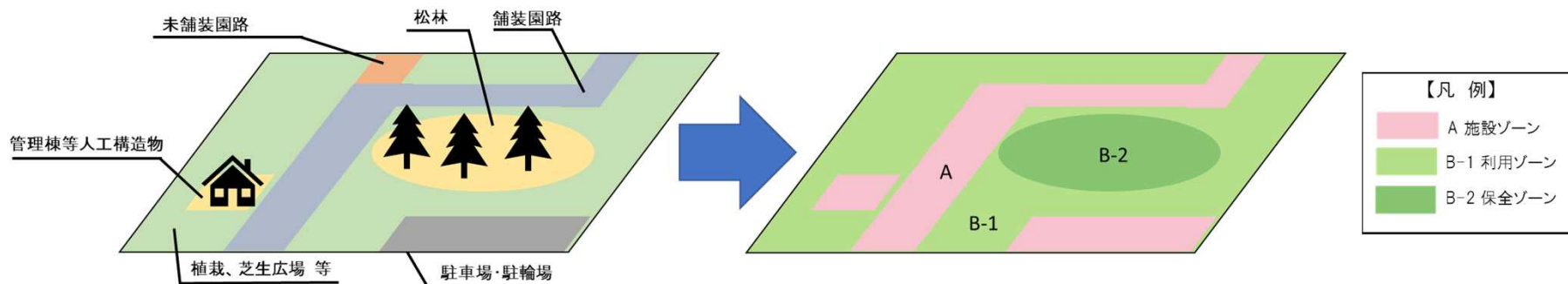


## ④ゾーニングのイメージ【考え方の例】

### ○対象物で分類

区分		対象物	具体的な場所
B みどり ゾーン	<b>A 施設ゾーン</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財、史跡、舗装園路等を含む人工構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧武藤山治邸</li> <li>舞子デッキ</li> <li>旧木下家住宅</li> <li>孫文記念館(移情閣)</li> <li>駐車場</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>旧武藤山治邸</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>舞子デッキ</p> </div> </div>
	<b>①利用ゾーン</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南地区芝生広場 等</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>南地区芝生広場</p> </div>
<b>②保全ゾーン</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>森、林等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西地区の樹林</li> <li>園内の松林</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>西地区の樹林</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>園内の松林</p> </div> </div>	

### ○分類に基づきゾーニング図を作成



# 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】



## ○実際に樹木管理を行う際の合意形成の場及びルール設定

- ・管理運営推進協議会で、合意形成を進めていく。
- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・保全計画に基づく松林の伐採・剪定等は日常の維持管理として整理する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、よりきめ細やかな合意形成を行う。

### 日常の維持管理

施設等の維持管理や自然環境保全のための樹木伐採のほか、周辺施設からの苦情、要請に係る樹木伐採

### 特別な維持管理

主要動線からの景観確保や用途変更に伴う樹木伐採等

### 緊急かつ危険な場合

台風や枯死等による倒木発生時の樹木伐採のほか、道路や線路に影響を及ぼしている樹木の伐採、マツ枯れやナラ枯れ樹木の伐採

## <合意形成のルール設定>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営推進協議会への報告	事前報告 (指定管理者)	事前報告 (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会やパブコメ実施	—	○ (県)	—

※事前報告の例：年度末の管理運営推進協議会において次年度以降の樹木伐採予定を説明



## ○公園管理に関する情報発信のルール設定

- ・工事着手前段階において実施する情報発信のルール（県民や公園利用者に向けた現地説明会や看板設置、紙媒体やHP等による周知等）を設定する。

### <情報発信のルール設定>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
SNSによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の開催	—	○ (2ヶ月前)	—



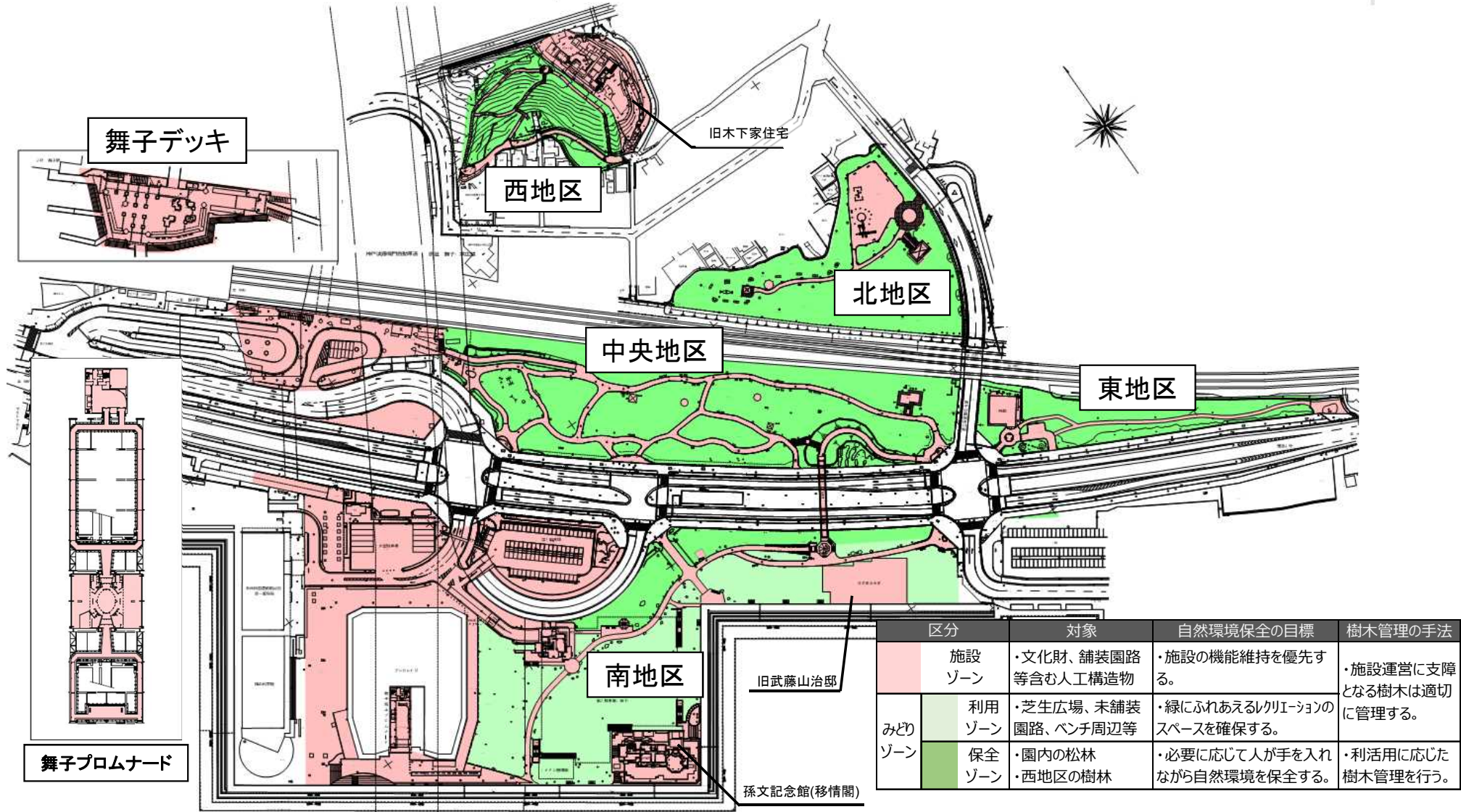
## ○公園管理に県民が参画するための取組みの実施

- ・各公園の実情に応じて公園管理に公園利用者が企画・行動する仕組みを検討する。

### ＜利用者参画の例＞

- ・伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施。
- ・樹木管理のボランティア活動（参加者の募集や活動情報の発信を含む）

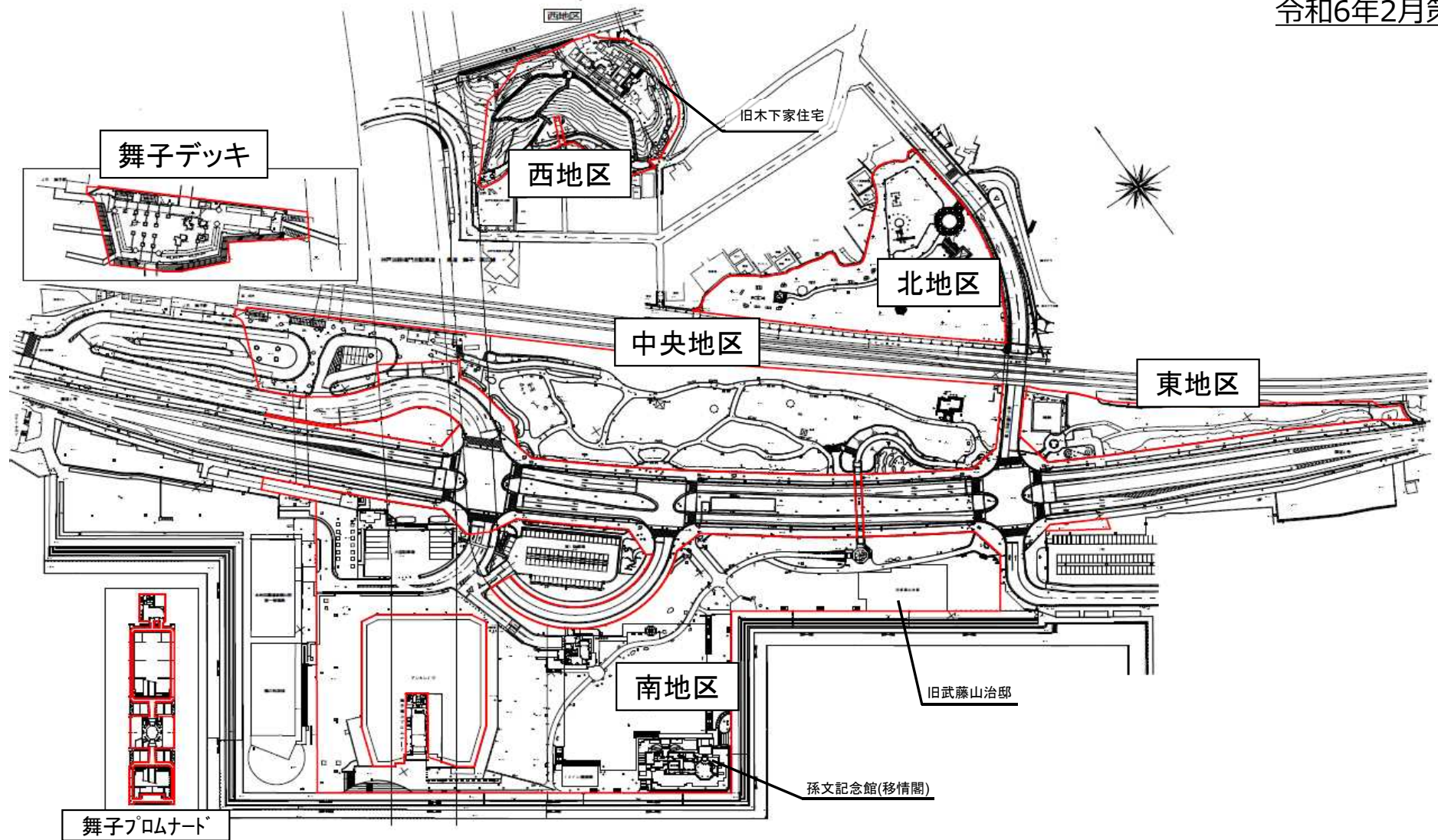
# 舞子公園ゾーニング図A(案)



# 舞子公園ゾーニング図B(案)

資料 2 - 3

令和6年2月策定





# 検討に当たっての基本的な考え方 【活性化】(案)

令和6年2月29日



## 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】

### ■ 活性化のあり方について

- 4つの課題に応じて、個別対応を実施。
- 各公園が持ち合わせる特性（環境、歴史、文化等）を最大限価値化しつつ、新たな価値を共有することも視野に入れながら活性化に取り組む。

#### 【課題】

##### 課題①

- 公園利用者等\*が公園運営に新規参入する場合のハードルが高い
- ボランティアの活動状況や募集などの情報発信が不十分

##### 課題②

- 「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入目的と制度に関する説明・周知が不十分

##### 課題③

- 老朽化等で施設を廃止、又は全面更新する場合や、施設を新設する場合において利用者からの意見聴取や反映手法が不明確

##### 課題④

- 公園管理に関する重要な要素である情報共有マネジメントが不十分

#### 【課題への対応案(部会で検討すべき事項)】

##### 個別対応①

- 公園の**管理運営の利用者参画機会を拡充**
  - ・ 管理運営協議会等の設置、拡充
- 公園ボランティアのさらなる参画、活動の見える化など活性化にむけた仕組みの設定

##### 個別対応②

- 「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入に関する県民への**情報発信や意見聴取のルール作成**
  - ・ 制度に関するわかりやすい説明や事業者公募の内容に関する意見聴取の実施

##### 個別対応③

- 施設の新設や改廃等の**合意形成のルール作成**
  - ・ 施設の改修や新設、廃止など利活用の方針に応じた情報発信や意見聴取の実施

##### 個別対応④

- **意見収集と情報伝達の両方について整理し**、対応。

\*「公園利用者等」…公園利用者、NPO、行政、Park-PFI事業者等を含む幅広い関係者。



## ①今後の公園の管理運営の進め方

- ・公園の管理運営について公園利用者等の参画機会を拡充する取組みについて検討を実施。
- ・公園利用者等からの提案聴取や公園管理へのさらなる参画を促す仕組みを設定する。

### 【管理運営推進協議会の目指すべき姿】

- 「要望の場」ではなく「連携のアイデアを提案し、活動につなげる場」。
- 既存の活動のアウトプットだけでなく、新しい視点を取り入れるインプットの場。
- 各人の持つそれぞれの公園の価値（固有の価値だけでなく、新しい価値、失われていく価値）を認識し、共有したうえで、公園の管理運営を考える場。

今後の取組み案	具体例
メンバー構成の検討	○幅広い参画を実現するため、地域で活動する市民団体等へ管理運営推進協議会への参加の呼びかけを実施
誰もが意見を出せる仕組み作り	○会議の基本ルールの設定※ ○子育て世代が参加しやすい日時やオンラインでの会議を開催等 ○公園利用者等からの提案型企画等を促す取組み強化（相談窓口の明示や利用者が提案しやすい仕組みの創設）
公園に係る活動への参画を促す仕組み作り	○多様な主体による園内活動の見える化（SNS等を使った積極的な情報配信や、活動の記録手段としてのHPの活用 等）

### ※協議の場での基本ルール(グランドルール)

議論の場をマネジメントするためのグランドルール（議論のベースとなる憲法のようなもの）が必要。  
 (例：みんなで建設的に話し合う、誰かを悪者にするのはしない 等)

# 県が中心となって協議する事項【活性化】(案)



## ①「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」※の導入の進め方

### <基本方針>

- ・県の責任と負担による県立都市公園の整備や維持管理を基本とし、公園のさらなる魅力向上を図るための手段として、各公園の持つ特性を活かした整備や維持管理を、民間事業者の優れたノウハウや投資を呼び込んで実現する。

### <事業者公募までの具体的な進め方(例)>

- ・導入に向けた各段階において、県民への情報発信や意見聴取のルールを設定する。

区分	具体的手法
広く情報発信	○記者発表に加え、公園利用者等向けのポスター掲示、チラシ配布及びHPへの掲載等を実施
協議会へ説明	○管理運営推進協議会に調査の趣旨や公募方針等を丁寧に説明し、意見を伺う
意見聴取	○公園利用者等からの意見聴取

### <フロー>

	事業可能性調査	調査結果公表	公募方針検討	公募開始	事業者決定
広く情報発信	●	●	●	●	●
協議会へ説明	●	●	●		●
意見聴取		●	●		

※「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」・・・長期指定管理、Park-PFI等の、民間の優れたノウハウと資金を呼び込む新たな公園管理の手法



## ②施設新設や改廃実施時における合意形成等及び工事の情報発信に係るルールの設定

- ・公園施設を新設や改廃する際は、設計・計画段階において下表の通り情報発信等を実施し合意形成を図る。
- ・工事実施時には、工事内容に応じて効果的な方法を用いて周知を図る。
- ・上下水道、電気通信などのインフラ整備や、現状復旧等に係る工事はルール適用外とする。
- ・施設ゾーンにおける樹木については、施設の一部として下表における合意形成及び情報発信を行う。

### <合意形成ルール>

内容	方法	区分	
		施設更新	新設、廃止
協議会へ説明	管理運営推進協議会において次年度以降の工事予定を説明し、意見を伺う	○	○
広く情報発信	次年度以降の工事予定をHPに掲載する等	○	○
意見聴取	HP等を通じた公園利用者等からの意見聴取	—	○

### <情報発信ルール>

内容	方法	実施時期	
		施設更新	新設、廃止
HP等による情報発信	工事概要を掲載	1ヶ月前から	3ヶ月前から
工事看板の設置	工事現場近く等に工事看板を設置	1ヶ月前から	3ヶ月前から
現地説明会の開催	要望が多い場合、現地にて説明会を開催	—	適切な時期に実施



## 情報共有マネジメントのあり方

・情報のマネジメントは公園管理の重要な要素であり、**意見収集**と**情報伝達**の両方が大事。

### ○意見収集

- ・利用者の多様な声をどうやって拾い上げていくか。公園管理に活かすために、平常時から集めておくことが重要。
- ・障害のある方等、声を投げ入れにくい利用者の声を拾うためには、かなり意識的に行う必要がある。

【具体例】 ・園内アンケートの強化(オンライン化、調査員による対面アンケートの実施)

・利用者との意見交換会の開催

・**周辺の宿泊施設と連携した意見収集 等**

### ○情報伝達

- ・広報紙等のように広く情報発信し、周知するプッシュ型と、ホームページのように情報を必要とする人が探索するプル型の他、デジタル型・アナログ型等を区別し、考え方を整理する必要がある。
- ・プッシュ型のポスターで情報を拡散しプル型のホームページへ誘導する等、両型を併せた情報伝達の方法について検討を行う必要がある。

【具体例】 ・現地看板や駅前へのポスター掲示、地域の掲示板や回覧板の利用

・SNSを活用した情報の拡散 等

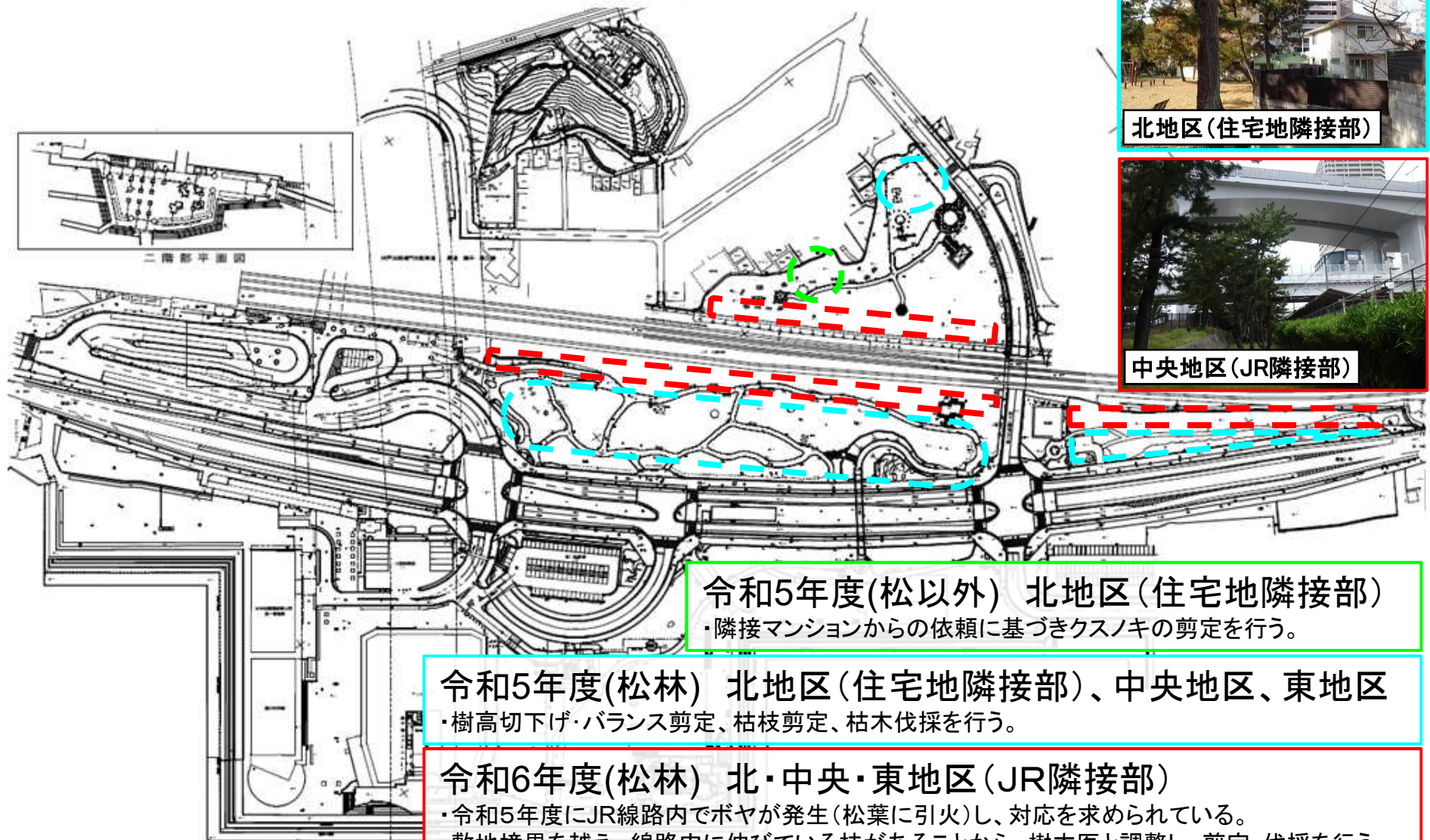
### 【参考】舞子公園における主な情報伝達方法

区分		具体例	実績等
プッシュ型 (能動的)	アナログ	新聞記事・広報紙	市広報誌等にイベント情報を掲載
	デジタル	Instagram、Facebook	Facebook※(フォロワー数710人) Instagram※(フォロワー数4,248人)
プル型 (受動的)	アナログ	窓口	随時対応
	デジタル	HPへのアクセス	イベント情報を適宜掲載
プッシュ・プル双方の特性を持つ媒体		PARKFUL (公園アプリ)	投稿6件※、ビュー175※

※令和5年1 1月下旬時点

# 舞子公園 剪定・伐採など予定 (令和5～6年度)

資料4-1



北地区(住宅地隣接部)

中央地区(JR隣接部)

令和5年度(松以外) 北地区(住宅地隣接部)

・隣接マンションからの依頼に基づきクスノキの剪定を行う。

令和5年度(松林) 北地区(住宅地隣接部)、中央地区、東地区

・樹高切下げ・バランス剪定、枯枝剪定、枯木伐採を行う。

令和6年度(松林) 北・中央・東地区(JR隣接部)

・令和5年度にJR線路内でボヤが発生(松葉に引火)し、対応を求められている。

・敷地境界を越え、線路内に伸びている枝があることから、樹木医と調整し、剪定・伐採を行う。

# 舞子公園 工事予定 (令和6年度)

資料4-2

令和6年度

- ①非常用発電機更新工事
- ②プロムナード美装化工事
- ③樹木照明更新工事

